

## 埼玉県消費生活基本計画（令和4～8年度）の策定について

## 1 計画策定の必要性

現行計画は、平成29年度～令和3年度を計画期間としており、令和3年度で期間が終了となる。

このため、令和4～8年度を期間とする新たな計画を、令和2、3年度で検討し、策定する必要がある。

## 2 現行計画の概要

## (1) 目標

全ての県民が安心して豊かな消費生活を営むことでの社会の実現

## (2) 基本指標

1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合  
(平成27年度 15.2% →令和3年度 14.0%)

## (3) 施策の柱

- ①消費者教育の充実強化
- ②問題解決体制の整備
- ③徹底した事業者指導の強化
- ④高齢者等の被害防止

## 3 策定方針案

現行の枠組みを基本としつつ、その後の社会経済情勢の変化や国の第4期消費者基本計画(令和2年3月策定予定。計画期間：令和2年度～6年度)、新埼玉県5か年計画(計画期間：令和4～8年度)の動向を踏まえて策定を行う。

## 4 策定スケジュール案

別紙のとおり

## 5 参考資料

「埼玉県消費生活基本計画」(平成29年度～33年度)、計画概要版、  
「消費者基本計画(案)」(令和元年12月25日時点案)消費者庁